

# 生徒会会則

## 第1章 総則

第1条(名称)本会は京都市立七条中学校生徒会と称する。

第2条(資格)本会は全生徒を会員とする。

第3条(目的)

- 1 会員の自治活動を盛んにし、学校行事に進んで参加する。
- 2 学校生活のあらゆる場合に自主・自立・責任の精神を鍛える。
- 3 会員相互の友愛を高め、学校生活を明るくするように努める。

第4条(学校との関係)本会は先生を顧問として必要に応じてその指導を受ける。

第5条(権利と義務)会員は次の権利と義務を持つ。

### 第1項 権利

- 1 選挙権と被選挙権及び罷免権(職務をやめさせることができる権利)。
- 2 学校生徒会諸行事への参加。
- 3 学級活動生徒会における発言。

### 第2項 義務

- 1 会則及び生徒会決定事項の遵守。
- 2 美化整備風紀安全その他諸行事に協力する。
- 3 学校より特別免除される者以外は会費を納めなければならない。

第6条(本部役員)本会には次の役員をおく。

会長 1	副会長2	庶務2	生活委員長1	保健安全委員長1
文化委員長1	美化委員長1	体育委員長1	図書委員長1	

## 第2章 機関及び組織

第7条 本会には議決機関として生徒大会・生徒評議会・執行機関として本部役員・各種委員会がある。

## 第3章 生徒大会

第8条 生徒大会は、本会の最高の議決機関であって、次の事項を行う。

- 1 予算・決算の承認。
- 2 生徒会会則の改正の承認
- 3 生徒会全般に関する重要事項の決定。

第9条 生徒大会は、本部役員会、生徒評議会により提案された議題、動議及び緊急提案について議決する。

第10条 生徒大会の議長1名、および副議長1名は、生徒評議会がこれを指名し、会長が全員にはかり決定する。

第11条 生徒大会は議長が招集し、原則として年1回開かなければならない。ただし次の場合臨時大会を開くことができる。

- 1 本部役員会が必要と認めた場合。
- 2 生徒評議会が必要と認めた場合。
- 3 会員の3分の1以上の要求がある場合。

## 第4章 生徒評議会

第12条 生徒評議会は、生徒大会につぐ議決機関であって次の事項を行う。

- 1 本部役員会から提出された議案の審議。
- 2 生徒大会の原案の決定及び議長・書記の指名。
- 3 予算の作成及び決算の承認。
- 4 臨時生徒大会の招集の決定。

第13条 生徒評議会は、本部役員及び評議員によって構成する。

第14条 生徒評議会には、次の役員をおく。

議長 1 書記 1

第15条 役員選出方法は、生徒評議会での話し合いによって決める。

第16条 生徒評議会は必要に応じ会長が招集する。但し、評議員の3分の1以上の要求がある場合、会長は生徒評議会を招集しなければならない。

### 第5章 本部役員会

第17条 本部役員会は、執行の機関であり次の事項を行う。

- 1 生徒会活動に必要な具体案の作成。
- 2 評議会で議決された事項の執行。
- 3 臨時生徒大会の招集の決定。

第18条 本部役員会は次の資格のあるものによって構成する。

会長	副会長	庶務	生活委員長	保健安全委員長
文化委員長	美化委員長	体育委員長	図書委員長	

### 第6章 各種委員会

第19条 各種委員会は本部役員会の指示または自発的にそれぞれ専門的な生徒会活動を行う。

- 生活委員会は、規律ある校内生活に努める。
- 保健安全委員会は、保健衛生・安全に関する活動に努める。
- 文化委員会は、生徒会のさかんな文化活動に努める。
- 美化委員会は、学校環境に関する活動に努める。
- 体育委員会は、生徒会のさかんな体育活動に努める。
- 図書委員会は、図書館に関する業務に努める。

第20条 各種委員会は、委員長及び各学級で選挙された委員で構成する。

第21条 各種委員会は委員会ごとに次の役員をおく。

副委員長 1 学年代表 3

第22条 役員の選出方法は、それぞれの委員会での話し合いによって決める。

第23条 各種委員会は、各委員長が招集し、月1回定期的に開くのを原則とする。

### 第7章 学級活動

第24条 学級には次の役員をおく。

評議員 2 生活委員 2 保健安全委員 1 文化委員 1 美化委員 1 体育委員 2 図書委員 1

選挙管理委員 1(選挙の際におく)

第25条 学級役員は次の仕事をする。

- 評議員は、学級の最高責任者として、学級をまとめる。
- 生活委員は、校内での生活全般の維持に努める。
- 保健安全委員は、学級の安全管理に協力するとともに、急病人やけが人の世話・保健行事等に協力する。
- 文化委員は、学級の掲示や新聞などの文化活動をさかんにする。
- 美化委員は、学級環境の維持に努める。
- 体育委員は、学級の体育活動をさかんにし、体育行事等に協力する。
- 図書委員は、図書館の本の貸し出し業務や本の整理・整頓に努める。

第26条 学級役員の選挙の方法は、学級での話し合いによってきめる。

### 第8章 選挙管理委員会

第27条 選挙が民主的に行われるよう管理するために必要に応じて選挙管理委員会をおく。

第28条 選挙管理委員会は、各学級選挙管理委員によって構成し、次の事項を行う。

- 1 選挙の行われる2週間前に選挙に関する告示をする。
- 2 立候補者の受付及び投票の管理にあたり開票結果を知らせる。
- 3 その他選挙に関するいろいろな事項を定める。

第29条 選挙管理委員は被選挙権を持たない。

### 第9章 本部役員選挙

第30条 本部役員選挙は全会員による直接選挙とする。

立候補者は必ず学級の推薦を受け文書で提出し、本人の意思により候補者となる。

庶務候補者は1年生にかぎり、それ以外の役員候補者は2年生にかぎる。

定数に対して同数の候補者が出了場合は信任投票を行い、過半数の得票をもって信任とする。

### 第10章 任期

第31条

1 各種委員の任期は選挙管理委員を除き、原則として4月上旬より10月下旬までを前期、11月上旬より3月下旬までを後期とする。

2 本部役員の任期は原則として11月より翌年の10月までとする。

### 第11章 補則

第32条 本会則の改正は生徒評議会より発議し生徒大会の議決または全員投票で行う。

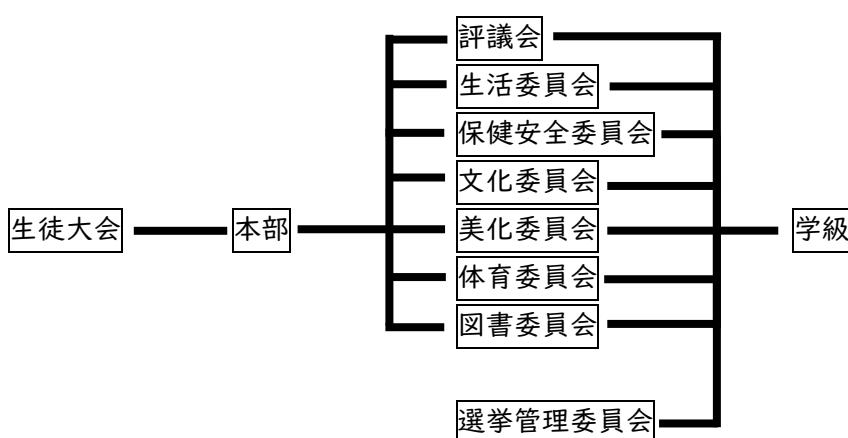
第33条 選挙権をもつものの3分の2以上の賛成があった時は、役員を罷免することができる。

第34条 各会議は、3分の2以上の出席によって成立し、議事は出席者の過半数で決する。

第35条 本会則の施行に必要な内規は別に定める。

第36条 本会則は、昭和51年11月1日より施行する。(但し、本部役員選挙に関しては10月より)

## 生徒会機構図



# 生徒心得

学校は私たちの楽しい共同生活の場であるとともに、常に努力して眞の民主的な人格をも築くべき修養の場である。私たち七条中学校生徒はそうした自覚と誇りにもとづいて次のことがらを実行しよう。

## 1 登校下校

- 1 登校下校は定められた時間を厳守すること。とくに部活動その他で居残る必要がある場合を除き16時までに下校すること
- 2 8時30分までに登校し、朝読書の準備をすること。
- 3 登校下校のときは、買い物いや、道くさをしないこと。

## 2 休憩時

- 1 10分間の休憩時は次の授業の準備、教室移動、用便などをすませて次の授業を静かに待つこと。
- 2 階段や廊下など校舎内は走らないこと。
- 3 始業より放課後までは校門を出ないこと。
- 4 昼食は自分の教室でとること。

## 3 標準の服装

- 1 服装は七中生として恥ずかしくないよう清潔でととのったものを身につけること。
- 2 登下校のとき及び学校内では、次の服装をすること。
  - (1) 標準服 上…紺色のブレザー(エンブレム付き) 下…紺色のズボン、紺色のスカート
    - 標準服は学校で指定されたものを着用する。
    - スカートの丈は短すぎるのは着用してはいけない。(ひざがかかる程度)
    - スカートは、短く織り上げてはいけない。
    - 改造した上衣、ズボン、スカートの着用は認めない。
  - (2) カッター
    - 上衣の下は必ず決められた型の白カッター(校章のあるもの)を着用する。
  - (3) 靴・靴下
    - 登校下校や運動に適した靴・靴下を用いること。気温に応じてストッキング・タイツ類を着用してもよい。
  - (4) ベルト
    - ベルトは黒・紺・茶系統の色で簡素なものを用いる。
  - (5) セーター・トレーナー・カーディガン
    - Vネックまたは丸首で白・黒・紺・茶・灰系統の無地のものまたはこぶしサイズのワンポイントにかぎる。カーディガンはボタンを閉めて着用すること。
  - (6) ベストは希望者のみ着用する
  - (7) 防寒着
    - 生地一般的なコートの生地と、ナイロン生地とする。
    - 色・柄色は白・黒・紺・茶・灰色とし、無地であまり長すぎないものとする。左胸にワンポイント可(バックプリント・フロントプリント不可)。部活動で認められている服を防寒着として用いても良い。
  - (8) 頭髪
    - 1 パーマ、脱色、染毛など加工しない。
    - 2 ファッション性の高い髪形は禁止。
    - 3 整髪料の使用は禁止。

4 髪をとめる時は、飾りのないゴムやヘアピンを使用する。色は黒・紺・茶とする。

#### 4 態度

- 1 先生や友達とあいさつを交わすこと
- 2 他校の先生や見学のお客様などが来校されたときは、あいさつすること。
- 3 職員室には用事のあるときだけ来ること。
- 4 机・いす・窓ガラスなどの公共物を大切に取り扱い、破損した場合はただちに担任の先生に届けであること。
- 5 ことばづかいは丁寧にすること。
- 6 校内放送時は静かに放送を聞くこと。

#### 5 連絡

- 1 欠席・早退・遅刻・見学は事前に担任の先生に連絡すること。
- 2 急な欠席連絡は、家庭から学校へ連絡してもらうこと。
- 3 忌引は次のとおり

父母…7日 祖父母・兄妹姉妹…3日 おじ・おば…2日 いとこ・おい・めい…1日

#### 6 所持品

- 1 学校には不必要な金銭や物品（時計、週刊誌、菓子類、携帯電話など）は持ってこないこと。
- 2 自分の所持品には、すべて学年・組・氏名を明記すること。
- 3 所持品を紛失した場合は多少にかかわらず届けされること。

#### 7 美化清掃

- 1 清掃は責任をもって行うこと。
- 2 清掃時には窓を開いて行うこと。ゴミは必ず決められた場所へ捨てること。
- 3 授業前には必ず黒板をきれいにしておくこと。
- 4 清掃用具は、常に数を確認して整頓し、使用の際は大切に使うこと。
- 5 清掃終了後は担当の先生の許可を得てから解散すること。
- 6 目についたゴミは各自で拾うこと。

#### 8 保健室の使用

- 1 保健室は、急を要する場合を除き、休み時間、放課後を利用すること。
- 2 授業中に気分が悪くなったり、けがをした場合、教科担任の先生の許可を得て、保健室に行くこと。また教科担任の先生の指示に応じて保健安全委員は付き添うこと。
- 3 保健室が施錠されているときは職員室へ行き先生にその旨を伝えること。

#### 9 安全

- 1 校内で、危険な箇所や物を発見したら、直ちに先生に報告すること。
- 2 マッチやその他発火しやすい物を持ってこないこと。
- 3 学習用具として刃物類を持ってくるときは安全に気をつけること。
- 4 裁縫などに使用する針類は、最も安全に始末し、絶えず本数を調べておくこと。
- 5 先生の指導される時以外は「バットならびにバット類の使用」は絶対にしないこと。
- 6 地震・火災等が発生した時はあわてず先生の指導のもとにすみやかに避難すること。
- 7 登校下校の時には道にひろがらず特に交通安全に気をつける。

#### 10 図書館の利用

- 1 開館日 平日昼休み（ただし変更あり）
- 2 入館前 読書の目的を定めて来るようすること。
- 3 手を清潔にしておくこと。

## II 学級活動

### 1 日直

- ① 日直は教室の美化につとめる。
- ② 学級日誌をきちんとかくこと。
- ③ 休み時間に黒板をふき、次の学習の準備をすること。
- ④ 気のついたことは先生や委員によく連絡すること。

### 2 選挙

- ① 学校生活をよくする選挙には、まじめに取り組むこと。
- ② 委員には民主的な人、公平な立場で全体のために働いてくれる人を選ぶこと。
- ③ 選ばれた委員はすすんで責任を果たすこと。
- ④ 委員の指示によく従いみんなで協力すること。

## III 校外生活

- 1 校外においても常に七中生としての誇りと自覚をもって行動すること。
- 2 自分で日課表をつくるなどして、規律ある生活をすること。
- 3 予習、復習、宿題はきちんとすること。
- 4 身のまわりのものは、大切にし、常に整頓しておくこと。
- 5 出来るだけ家事や家業の手伝いをすること。
- 6 家の内外や、隣近所の美化につとめること。
- 7 遊ぶときは危険な遊びを避け他の人の迷惑にならないようにすること。
- 8 夜遊び、夜ふかしはしないこと。
- 9 外出する時は、行先、だれと、目的、帰宅時間を明らかにし必ず保護者の許しを受けて行くようになること。
- 10 水泳に行く時は保護者の許しを得て1人では行かないようにすること。
- 11 町内の行事にはすすんで協力し、火災や盗難の予防につとめるようになる。

# 部活動規定

## 1 目的

部活動は、自己の特性をのばし、より豊かな人格を形成することを目的とし、集団活動のルールを学び社会性を身につける。

## 2 部の成立について

- 1 顧問や希望生徒(5名以上)の有無により、年度はじめに実施する部を決定する。
- 2 新設が認められた場合、1年間は、同好会とする。

## 3 入退部について

- 1 入部申し込みは、年度はじめに全校一斉にする。ただし、担任と顧問の許可がある場合のみ、途中入部も認める。(現在入部している、2・3年生についても年度はじめには入部届けを提出する。)
- 2 部員は、特別の理由がない限り活動に参加する。もし休む場合は連絡をすること。
- 3 身体的・個人的・家庭の都合などの理由で退部を希望する場合は、保護者の申し出により担任と顧問の許可を得て認める。
- 4 入部、退部は所定の用紙によること。

## 4 活動について

部活動よりも学級活動及び生徒会活動を優先させること。活動できる日を次のように定める。

### A 平日について

- ア 活動日を月曜日～金曜日とする。
- イ 活動時間 終了時間…16時45分 完全下校…17時

### B 休日・祝日について

- ア 活動時間は午前9時～午後5時までとし、午後5時には完全下校する。
- イ 必ず顧問、もしくは部活動支援員の直接指導があること。

### C 長期休業中について

- ア 活動日は学校閉鎖日を除き、各部の顧問で調整・指示した人定める。
- イ 練習日時・場所の割り当ては別途指示による。

## 5 活動中止・停止について

### 1 活動中止期間

- 1 定期考查前の指定された期間 B 行事など

### 2 活動停止(部活動中及び登下校中に次のような行為があった場合)

- A 活動中の態度行動が適切でないとき。
- B 活動中の後始末ができていないとき。
- C 顧問の指示に従わなかったとき。
- D 校則違反行為をしたとき。
- E 活動時間を守らなかったとき。
- F 自転車に乗って部活動に参加したとき。
- G 部活動規定に違反したとき。

## 6 服装について

- 1 活動中の服装は、体育時の服装・ユニホームまたは、部で認められた練習着とする。
- 2 対外試合で校外へ行くとき、休暇中の登下校は、標準服または1の服装とする。
- 3 部活動で登校するときは、原則として標準服または1の服装とする。

## 7 キャプテン会議について

1 各キャプテンをもって構成し必要な時に招集する。

2 部活動のいろいろなことについて、話し合う。

## 8 短縮期間の昼食について

顧問が認めた場合のみ学校で食事をとることができる。この場合、集会場所で顧問の指導のもと部員全員で食事をとする。

## 9 部活動の校舎使用について

1 階段、廊下は顧問の指示で安全に配慮して使用すること。

2 使用する部は、時間を調整して他の部と共用する。